

令和 8 年 1 月 26 日

保護者の皆様へ

沖縄県立南風原高等学校長
(公印省略)

令和 7 年度奨学のための給付金の上乗せ給付に関する手続きについて

今年度奨学のための給付金を受給した住民税所得割非課税世帯を対象に、物価高に対する支援として一律 **6,000 円** の上乗せ給付を行うこととしました。

給付を受けるためには申請が必要ですので、支給対象者に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校徴収金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 支給対象者

沖縄県教育委員会から令和 7 年度に高等学校等奨学のための給付金の支給を受けた県立高等学校（専攻科含む）及び国公立高等専門学校の生徒のうち、下記①～③のいずれかの区分にあてはまる生徒の保護者等

- ①住民税所得割非課税世帯
- ②家計急変による住民税所得割非課税相当世帯
- ③住民税所得割非課税世帯（新入生に係る一部給付のみ受給）

2. 提出書類：裏面参照（リーフレット）

3. 提出期限：令和 8 年 2 月 6 日（金）

4. 提出先：南風原高校 事務室

5. 留意事項

正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、上乗せ分の給付を受けられなくなります。

<問い合わせ先> 南風原高等学校 事務室
担当者 大嶺 TEL : 098-889-4618

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(上乗せ給付)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。令和7年度は物価高に対する支援として、住民税所得割非課税世帯を対象に一律6,000円の上乗せ給付を行うこととしました。

沖縄県教育委員会から令和7年度に高等学校等奨学のための給付金の支給を受けており、下記①～③のいずれかにあてはまる生徒の保護者等が支給対象となります。

- ①住民税所得割非課税世帯
- ②家計急変による住民税所得割非課税相当世帯
- ③住民税所得割非課税世帯(新入生に係る一部給付のみ受給)

○支給額(返還の必要はありません)

一律6,000円



○提出書類※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

※修正液、修正ペンの使用は厳禁です。(訂正は二重線)

- ①県立給付金(重点支援)受給資格認定申請書(様式第1号)
- ②県立給付金(重点支援)受給資格認定申請書(退学者用)(様式第2号)
※令和7年度中に県立高等学校等を退学した生徒が、在学していた県立高等学校等で申請する場合に必要。
- ③委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式6)

提出書類	非課税世帯
①県立給付金(重点支援)受給資格認定申請書(様式第1号)	○
②県立給付金(重点支援)受給資格認定申請書(退学者用)(様式第2号)	○※1
③委任状	希望者のみ

※1 令和7年度中に退学した生徒が申請する場合のみ。

○問い合わせ先

事務室 担当者 大嶺 TEL:098-889-4618